

相手方の戸籍謄本・住民票の写しの取得について

相手方の承諾がなくても、申立人が相手方の戸籍謄本や住民票の写しは取得できるのでしょうか？

⇒基本的には取得できます。

申立人自身が「共同相続人」の立場で、相手方の戸籍謄本や住民票の写しを、請求することになります。

「家庭裁判所の遺産分割の申立てのために裁判所に提出する必要がある」ということを、相手方の本籍地や住居地の市役所で伝え、取得のために必要な手続を確認してください。

(戸籍法 10 条の 2 第 1 項, 住民基本台帳法 12 条の 3 第 1 項 - 第三者請求)

「裁判所の遺産分割調停の申立て」という理由を伝え、相手方の戸籍謄本を請求しましたが、取得することができませんでした

⇒どういった手続をとれば共同相続人の立場として取得できるのか、市役所等にお尋ねください。

上記の取得目的を伝えても取得できない場合、その市町村役場の窓口で、取得のために必要なものは何かを確認していただいた上で、調停(又は審判)申立ての際に、そのことがわかるように、事情を記載した書面を添えてください。

参考) 戸籍謄本・住民票写しの取得の一般的な流れ

- (1) 本人確認のできる書類（運転免許証, 健康保険証, マイナンバーカード等）
- (2) 正当な理由を明らかにする書類
 - ① あなた(交付請求者=申立人)の戸籍謄本
 - ② 被相続人の死亡から遡って15歳くらいまでの連続した戸籍謄本
 - ③ その他, 具体的な請求先となる市役所等で要求される戸籍謄本
- (3) 戸籍謄本等の申請手数料
(郵送で請求される場合は, 郵送料もかかります。詳しくは請求先の市役所等で確認して下さい。)
- (4) 戸籍謄本等申請書(請求先の市役所等で確認して下さい。)
※ 申請理由欄には, 「請求者は, 令和×年×月×日死亡したAの相続人(長男)であり, Aの遺産分割調停の申立ての添付資料として相手方Bの戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある。」と記載して下さい。

※令和6年3月1日から戸籍の広域交付制度が始まり、本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属については、本籍地以外の市区町村役場の窓口においても戸籍を請求できるようになりました。詳しくはお近くの市区町村役場にお問い合わせください。